

平成 27 年 3 月 13 日

各 位

株式会社 みなと銀行

## 「相続窓口支援システム」の運用開始について

株式会社 みなと銀行（頭取 尾野 俊二）は、相続に関する相談業務の拡充・円滑化を図るべく、平成 27 年 3 月 16 日（月）より、「相続窓口支援システム」の運用を開始しますので、お知らせいたします。

本システムは、お客さまから相続相談をお受けした際に営業店の窓口担当者が利用するもので、複雑な相続事務をシステム化することにより、より円滑な事務処理を可能とするものです。

また、本システムの運用と並行して、相続コンサルティングセンター（平成 26 年 4 月設置）において約 100 名の行員研修を実施するなど、計画的な人材育成にも取り組んでいます。

みなと銀行では、お客さまになお一層ご満足いただけるようサービスと利便性の向上に努めてまいります。

### 記

#### 1. 運用開始日

平成 27 年 3 月 16 日（月）

#### 2. 導入効果

##### （1）全店での均質なサービス提供

複雑な相続事務のワークフロー化や、相続の形態に応じた必要書類の一覧表示といった支援機能により、全店均質なサービスをご提供できるようになります。また、お取引店以外でも相続のお手続きが可能となります。

##### （2）店頭でのスムーズな対応

窓口セールス支援システム（※）と連携し、相続資産の確定や名義変更などの事務を自動化することにより、店頭でのスムーズな対応が可能となります。

（※）窓口セールス支援システム（愛称『みなとプロ』）

高度なコンサルティングの実現と店頭営業力の向上を目指したシステム

以 上

本資料に関するお問合せ先  
企画部 広報室 藤井 TEL 078-333-3247